

高等教育質保証学会(2024.8.24~25) 認証評価セッション  
「大学と社会(企業等)との連携(リレー)を意識した質保証とは」

## 認証評価第4期における 大学教育質保証・評価センターの評価 ～社会(企業等)との連携の観点から考える～

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター  
代表理事 近藤倫明



### 登壇者 略歴

#### 近藤倫明 大学教育質保証・評価センター代表理事

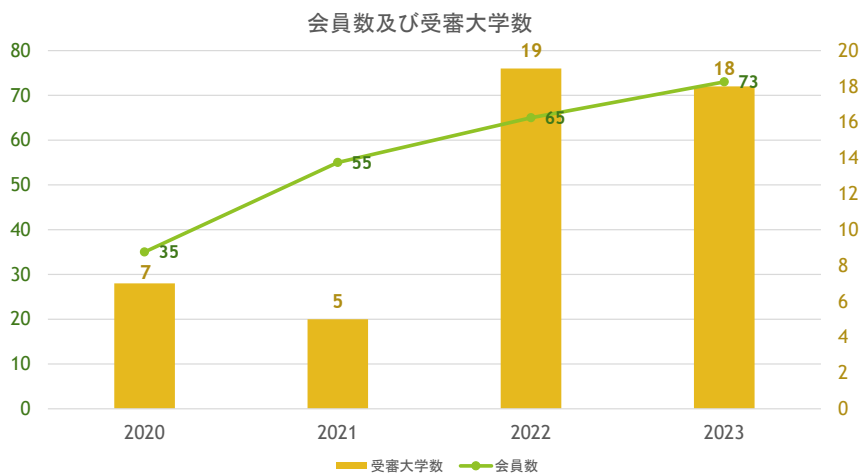
(略歴)

昭和58年3月	九州大学大学院文学研究科博士課程修了(文学博士、心理学)
昭和59年4月	九州大学文部教官助手(文学部)
昭和62年4月	北九州大学文学部講師、同年10月助教授、平成6年4月教授
平成14年1月	北九州市立大学大学院人間文化研究科長
平成16年4月	北九州市立大学文学部長
平成18年4月	“ 副学長(平成20年4月～評価室長)
平成23年4月	“ 学長(～平成29年3月)
同年	大学基準協会理事(～平成29年3月)
平成24年5月	公立大学協会副会長(～平成28年5月)
平成29年4月	北九州市立大学学長特別顧問、平成30年4月特任教授(～令和5年3月)
平成30年4月	文部科学省国立大学法人評価委員会大学分科会会長(～令和6年3月)
同年	大学改革支援・学位授与機構認証評価委員会委員
令和5年6月	大学教育質保証・評価センター代表理事

## 大学教育質保証・評価センターの過去4年間の評価実績

### 4年間で49大学の評価を実施

- 2020年度 7大学 (いずれの大学も「大学評価基準を満たしている」と評価)
- 2021年度 5大学 (同上)
- 2022年度 19大学 (同上)
- 2023年度 18大学 (同上)



3

## 認証評価第4期に向けた展開と対応

### 質保証の拠点として機能することを目指して

#### 大学の進展に資する評価の実現

- ・基準1: 基盤評価 細目省令が定める法令遵守の評価
- ・基準2: 水準評価 内部質保証の実質化に向けた教育研究水準の向上に向けた評価
- ・基準3: 特色評価 大学の理念・目的に基づく特色の進展に向けた評価 (評価審査会の充実)

### 大学の質保証に係る最新の動向を捉えて(第4期への対応)

#### 学修者本位の大学教育の実現に向けた評価の実現

- ・継続的な研究成果の創出のための環境整備(基準1・2の評価における重点化)
- ・学修成果の適切な把握及び評価(基準1・2の充実: 内部質保証の事例評価)

4

## 基準1: 基盤評価

### ▶ 基準1: 基盤評価(法令適合性の保証)

「細目省令」を基礎にした10項目の評価項目

細目省令第1条第1項第1号が定める学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等の関係法令を評価の指針に明記した上で、大学に対し、そのエビデンスとなる公開資料をリンクで示し自己点検評価を行うことを求める基準

#### 令和7年度の評価より改定される新たな基準1の評価項目

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること
- ロ 教育研究実施組織に関すること
- ハ 教育課程に関すること
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

## 基準1: 評価の指針の改定内容の整理①

### ○「継続的な研究成果の創出のための環境整備」

→「ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること」で扱う

大学は、イからりまでの事項で評価するとしたもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。また、イからりまでに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。

「大学評価基準に関する評価の指針」

### ○「学修成果の適切な把握及び評価」

→従前どおり「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」で扱う

## 基準1: 評価の指針の改定内容の整理②

### ○その他の変更点

#### (1) 学生支援に関する事項

→「ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること」に移動

#### (2) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた対応

→「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」に移動

#### (3) 「ロ」及び「ホ」の名称

→「ロ 教育研究実施組織に関すること」

「ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること」として変更

→教職協働に関する規定は「ロ 教育研究実施組織に関すること」及び

「ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること」で扱う

#### (4) 直近の法令改正に対応し、参照する関係法令等の条番号を変更

## 基準2: 水準評価

### ▶ 基準2: 水準評価(教育研究の水準の向上)

学校教育法第109条第6項及び大学設置基準第1条第3項に定める教育研究の水準の向上に資する観点として設定されている基準(令和7年度からは細目省令第1条第1項第2号が定める事項を含む)

継続的に教育研究の水準向上に取り組んでいる事例について評価する。内部質保証が機能している取組み事例(3~5件)を大学は自己点検評価として記載し、その内容を評価する。事例報告には学修成果についての取組みを1つ以上含むことを必須とする。(加えて、令和7年度の評価からは研究環境整備についての取組みを1つ以上含むことを必須とする。)

## 基準2に示された取組みの概要(2023年度)

事例の種別	件数
学習成果の把握	27
学生支援・学修支援・就職	11
研修(FD・SD、教員評価制度など)	11
研究支援(科研費など)	11
授業・カリキュラムの見直し	7
学生募集・入学者選抜	5
初年次教育	2
地域連携等	1
その他	7
計	82

出典: 大学教育質保証・評価センター事務局による集計

## 基準2に報告された社会(企業等)との連携の取組み事例

・大学の教育研究の水準の向上に向けた内部質保証の取組みから、大学の特性や問題意識に沿って大学自身が事例を選択し、その状況を点検評価ポートフォリオに記述する

### 【基準2に示された取組みの例】

- ・「就職支援に関する点検及び改善の取組み」
- ・「卒業生の就職先を対象とするアンケートの実施及びカリキュラム等の改善の取組み」
- ・「県内企業との連携強化と就職率に関する点検及び改善に向けた取組み」

→ 大学は、自己点検評価のプロセスを通じてその取組みの内部質保証の状況を再確認

→ ピアレビューを通じて、さらなる教育研究の水準の向上が期待できる

## 基準3: 特色評価

### ▶ 基準3: 特色評価(特色ある教育研究の進展)

細目省令第1条第1項第2号(令和7年度からは同第3号)に定める大学における特色ある教育研究の進展に資する観点として設定されている基準

大学の理念・設置目的に沿った個々の大学独自の特色のある取組みを自己点検評価として記載(3~5件)し、その内容を書面調査及び実地調査、加えて評価審査会を通して総合的に評価する。

## 基準3に示された取組みの概要(2023年度)

事例の種別		件数
教育	カリキュラム新設・改編／教養・専門教育	20
	学部横断／多職種連携	9
	グローバル教育	8
	高大接続	4
	キャリア教育／就職支援・インターンシップ	3
	卒後教育／リカレント教育	2
	公開講座	1
	小計	47
地域貢献	16	
研究	14	
その他	3	
計	80	

出典: 大学教育質保証・評価センター事務局による集計

## 基準3に示された取組みに関する評価審査会

- ・実地調査時にステークホルダーが参加する評価審査会を実施
- ・評価審査会のテーマは基準3に示された取組みから設定

### ワークショップ型の 意見交換会(関係者に公開)



- 大学の特色ある取組みに関する大学関係者によるプレゼンテーション
- 評価委員、教職員、学生、設置団体職員、住民などステークホルダーの参加
- ディスカッション、意見交換

## 社会(企業等)との連携をテーマに含む評価審査会の実施例

### 【評価審査会のテーマとステークホルダーの例示】

<p>テーマの例① 「看護・医療系分野における多職種連携教育の取組み」</p>	<p>テーマの例② 「実習科目やインターンシップにおける企業等との連携の取組み」</p>
<p>参加したステークホルダー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部学科の在学生</li> <li>・多職種連携教育を学んだ卒業生</li> <li>・多職種連携教育に関わる教職員</li> <li>・大学の責任者</li> <li>・卒業生の就職先の病院等の関係者</li> <li>・大学の設置団体の関係者</li> <li>・評価センターの評価委員</li> </ul>	<p>参加したステークホルダー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部学科の在学生</li> <li>・実習科目及びインターンシップの受入先企業・団体</li> <li>・キャリア支援に関わる教職員</li> <li>・大学の責任者</li> <li>・大学の設置団体の関係者</li> <li>・評価センターの評価委員</li> </ul>

## 評価審査会に対する反応

○参加者が新たな気付きを得て、特色ある教育研究のさらなる進展につながることを期待

評価審査会におけるステークホルダーからの発言	
在学生	授業の裏では、先生方やほかの病院との関係があつて、工夫されていることがたくさんあることを実感できて、自分が臨床に出たときも頑張りたいと思った。
卒業生の就職先	A大学の卒業生の特徴として、遠慮がちになる新卒も多い中で、A大学の卒業生は積極的にコミュニケーションを図る傾向にある。
大学の責任者	これほど詳しくステークホルダーから意見を聞いたのは初めて。今日の評価審査会の意見交換を聞いて、大学の理念は大学、地域に浸透してきていると感じた。

○評価実施後のアンケート結果では肯定的な意見を得ている

評価実施後の受審大学及び評価委員へのアンケート結果	
受審大学	評価審査会では大学の特徴とする取組みを取り上げ議論いただきました。大学としても様々な意見を伺うことができ、学内での評判が良かったです。
評価委員	「基準3特色ある教育研究の取組み」について、「参加型評価」(評価審査会)を実施し、関係者との前向きな意見交換を行えることは、とても良い仕組みであると考えます。

15

▶ ご清聴ありがとうございました。

16